

歯科医療

第 1 現状（これまでの成果）と課題

1 歯科医療の体制

（1）医療圏別歯科医療機関数

- 平成 28 年（2016 年）10 月時点の県内の医療圏別歯科医療機関数は、長野、松本は 200 か所を越えていますが、木曾、大北は 30 か所を下回っています（表 1）。
- 平成 28 年（2016 年）10 月時点の、県内地域の診療科目に歯科を標榜している病院数は、表 2 のとおりですが、地域の偏在が見られます。

【表 1】医療圏別歯科医療機関数（平成 28 年 10 月 1 日現在）

区分	合計	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信
歯科診療所数	1,028	106	89	99	87	81	12	223	24	274	33
人口 10 万対	47.7	49.3	45.4	48.2	45.0	46.9	41.1	52.6	39.4	48.3	37.0

（医療推進課調べ）

【表 2】歯科が設置されている病院数（平成 28 年 10 月末現在）

区 分	合 計	東 信	南 信	中 信	北 信
全 病 院 数	131	30	32	31	38
歯科を標榜している病院数	45	9	9	14	13

（医療推進課調べ）

（2）休日歯科診療

- 県内には地域ごとの歯科医師会が 20 郡市あります。平成 29 年（2017 年）5 月末の時点で、休日緊急歯科診療所を設置している歯科医師会は 5 郡市、輪番制等で休日緊急歯科診療体制を整えている歯科医師会は 15 郡市です。（表 3）

【表 3】休日緊急歯科診療体制整備状況（平成 29 年 5 月末現在）

休日緊急歯科診療体制		（郡市歯科医師会）
休日緊急歯科診療所を設置	上田小県、佐久、松本市、飯田下伊那、上伊那	
輪番制等で休日緊急歯科診療を実施	長野市、上水内郡・飯水・須高・中高、更級・埴科、北佐久、木曾郡、塩筑、安曇野市、大北、岡谷下諏訪、諏訪市・茅野市諏訪郡	

（保健・疾病対策調べ）

(3) 障がい者歯科医療機関

- 重度心身障害者の歯科診療に対応できる施設は県下で4施設あり、公共施設以外には運営のための事業費を補助しています(表4)。
- 障害者歯科相談医制度※に564名(平成29年3月末時点)の歯科医師が登録しており、その活動をさらに推進する必要があります。

※ 長野県歯科医師会の障害者治療実技研修を修了した者で、各地域で障害者の歯科治療について相談に応じます。

【表4】 重度心身障害者歯科診療施設 (平成29年5月末現在)

三次医療圏	歯科診療施設
東信	佐久市立国保浅間総合病院
南信	伊南行政組合昭和伊南総合病院
中信	松本歯科大学病院
北信	長野赤十字病院

(医療推進課調べ)

(4) 医科歯科連携体制

- 平成29年(2017年)5月末時点で、周術期口腔機能管理(がん等の手術を受ける患者に対する咀嚼機能、摂食嚥下機能等の管理)について、地域の歯科医療機関と地域がん診療連携拠点病院等の地域病院で連携体制を整えている病院は10病院、連携事業に登録している歯科医療機関は208歯科診療所、歯科医師は249名です(表5)。
- 連携して口腔機能管理を実施する地域を増やすなど、体制を整える必要があります。

【表5】 長野県がん診療医科歯科連携事業に取り組む病院数等 (平成29年5月末現在)

事業登録病院	信州大学医学部附属病院、長野赤十字病院、長野市民病院、相澤病院、佐久総合病院佐久医療センター、諏訪赤十字病院、飯田市立病院、伊那中央病院、北信総合病院、信州上田医療センター
事業登録歯科医療機関	208 歯科診療所
事業登録歯科医師	249 名

(保健・疾病対策課調べ)

(5) 災害時の歯科医療提供体制

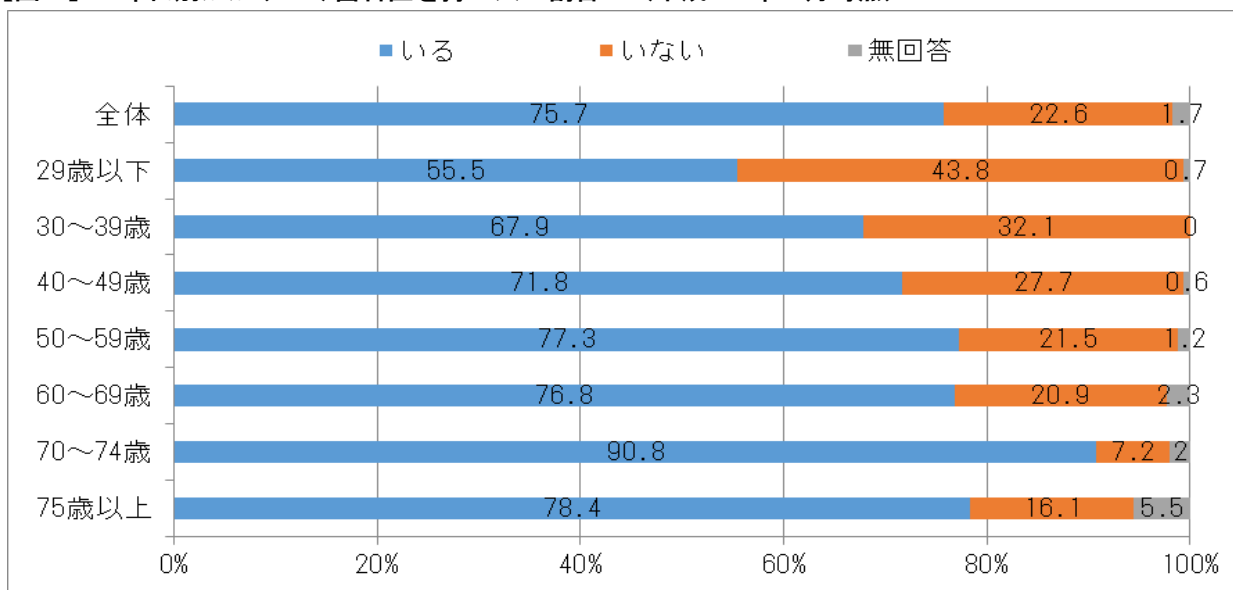
- 長野県災害医療活動指針「災害時の医療救護についての協定書」に基づき、長野県歯科医師会が歯科医療救護班の派遣・活動を行います。
- 災害時の歯科保健医療サービスの現状・充実等に関する検討が必要と思われます。

2 かかりつけ歯科医

- かかりつけ歯科医を持つ人は、29歳以下では5割程度ですが、年代ごとに多くなっていき、全年齢の平均では7割を超えています(図1)。
- かかりつけ歯科医を持つことは、むし歯や歯周病等の歯科疾患の早期発見、早期治療だけにな

く、本人の健康状態を把握し継続的な口腔管理を行うことで口腔機能の低下を防ぎ、全身の健康維持に繋がります。また、口腔周囲の外傷等の緊急を要する場合の処置や全身の健康状態が悪化した場合の口腔管理等についても、継続した診療録等に基づいて対応できます。

【図1】 年代別かかりつけ歯科医を持つ人の割合（平成29年2月時点）



(医療推進課調べ)

歯科医療に関する論点

1 障がい者の歯科医療体制について

- 障がいの特性や程度に応じた歯科医療提供体制を整備するための取組が必要ではないか。

(現在の取組) ・ 歯科医療従事者を対象とした歯科治療や対応方法についての研修

2 医科歯科連携体制について

- 周術期口腔機能管理体制を整備する地域の病院、地域歯科医療機関を全県域に広げるための取組が必要ではないか。

(現在の取組) ・ 医科歯科連携のための協議会と多職種を参集した研修